

# UBC情報

発行：2021年10月1日

No. 256

Selected Clients & Professionals Relationship

## ◆コロナ関連給付金のお知らせ

- ・やまぐち安心飲食店認証制度  
県内で県の認証に係る感染防止対策を継続する飲食店に応援金20万円の給付と「やまぐち安心飲食店」ポスターが配布されます。  
申請は令和3年11月30日まで

## トピックス

## 最低賃金の大幅引上げと中小企業支援策

### ◆改定額の答申は28円以上の引上げに

令和3年度の地域別最低賃金について、中央審議会が示した引上げ目安（28円）などを参考に、各地方審議会が審議した改定額の答申が出揃いました。

すべての地域で28円以上の引上げとなる改定額が答申され、7県は目安を超える引上げ（最高は島根の32円）となっています。答申された改定額の全国加重平均額は930円（28円引上げ）です。

山口県は最低賃金を28円引上げ857円とし、改定額の発効日は10月1日からとなります。

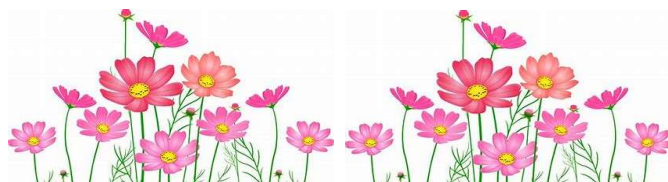
### ◆最低賃金引上げに向けた中小企業支援策

◎雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）……業況特例又は地域特例の対象となる中小企業が事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げる場合、本年10～12月までの休業は休業規模要件（1/40以上）を問わず支給対象とします。

◎業務改善助成金……事業場内最低賃金を一定額以上引上げ、生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行う場合、設備投資などに要した費用の一部を助成します。本年8月から「45円コース」の新設など拡充されました。

◎事業再構築補助金……新分野展開や業態転換等の事業再構築を支援する本補助金について、第3回公募（実施中）から、業況が厳しく最低賃金+30円以内の従業員が一定割合以上の事業者を対象に補助率を上げた「最低賃金枠」などが新設されました。

◎所得拡大促進税制……国内雇用者に対する給与等支給額を増加させた場合に、増加額の一定割合を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できます。



### ◆低未利用土地の譲渡に係る100万円控除

全国的に空き地・空き家が増加する中で土地の譲渡を促進するため、個人が所有する都市計画区域内の低未利用土地等（所有期間5年超、土地とその上物の譲渡価額が合計500万円以下）を譲渡した場合に、長期譲渡所得から最大100万円を控除する制度が、令和2年7月から開始されました。

本制度は、譲渡前に低未利用であること及び譲渡後に買主により利用されることについて自治体の確認が必要となりますが、国交省によると令和2年7月から同年12月までに自治体が確認書を交付した件数は2060件となり、1件当たりの譲渡価額は平均231万円（単独所有の場合は257万円、複数人の共有の場合は143万円）でした。

### ◆標準報酬月額の特例改定の延長について

新型コロナの影響による休業で著しく報酬が下がった場合に、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を通常の随時改定（4ヵ月目に改定）によらず翌月から改定できる特例は、本年8月～12月に報酬が急減した方も対象となります。

本特例は、①新型コロナの影響による休業に伴い著しく報酬が下がった月（急減月）が生じている、②急減月に支払われた報酬の総額（1ヵ月分）が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がっている（固定的賃金の変動がない場合も対象）、③特例による改定内容に本人が書面で同意している、を全て満たす場合が対象となります（適用には届出が必要）。

### ◆住宅ローン控除の特例は契約期間に注意

消費税率10%が適用される住宅の取得等をした場合に住宅ローン控除の控除期間が13年（通常10年）となる特例は、一定の期間に契約を締結している場合が対象となりますので注意が必要です。

#### ◆新築の場合は本年9月末までに契約

住宅ローン控除は、個人が住宅ローン等を利用してマイホームの新築、取得、増改築等をして一定要件を満たす場合に、住宅ローンの年末残高等を基に計算した金額を所得税額から控除できる制度です。

令和3年度税制改正において、住宅ローン控除の控除期間が13年となる特例が延長されていますが、対象となるのは住宅の取得等に係る契約が次の期間内に締結されており、令和4年末までに入居した場となります。

◎新築（注文住宅）の場合……令和2年10月～令和3年9月までに契約。

◎分譲住宅・中古住宅の取得、増改築等の場合……令和2年12月～令和3年11月までに契約。

#### ◆床面積40㎡以上の住宅の取得等も対象

控除期間13年の特例における各年の控除額は、1～10年目は「住宅ローン等の年末残高（一般住宅は4千万円が上限）×1%」ですが、11～13年目は「年末残高×1%」と「住宅取得等対価の額（税抜、一般住宅は4千万円が上限）×2%÷3」のいずれか少ない金額となります。

なお、上記の延長された特例に該当する場合は、床面積要件が緩和され、40㎡以上50㎡未満である住宅も対象となります。ただし、13年の控除期間のうち、その年分の合計所得金額が1千万円を超える年は控除の適用は受けられません。



### ☆編集後記☆



猛烈な勢いだったコロナ感染第5波も、ようやく全国的に収まりを見せてきました。

あとは、心配されているこの冬のコロナの第6波の襲来がないように祈るばかりです。

発行元 ㈲ユービーシー経営 河野会計事務所

〒755-0036 宇部市北琴芝1-6-10

TEL: 0836-33-6717 FAX: 0836-33-6753

MAIL: info@ubc-net.com

URL: <http://www.ubc-net.com>



# UBC社福 情報

No. 256  
発行： 2021年  
10月1日

Selected Clients & Professionals Relationship



発行元  
 (有)ユービーシー経営  
 河野会計事務所  
 〒755-0036  
 宇部市北琴芝1-6-10  
 TEL： 0836-33-6717  
 FAX： 0836-33-6753  
 Mail： info@ubc-net.com  
 URL： http://ubc-net.com  
 所属： (一財)総合福祉研究会  
 (一社)全国地域医業研究会

## 保育

本年4月1日の待機児童数は前年比6,805人減の5,634人に  
 ～待機児童0人の県は12県、100人未満で見ると過去最多の33道府県～

◆厚生労働省は8月27日に「保育所等関連状況取りまとめ(令和3年4月1日)」を公表しました。この取りまとめは、全国の保育所等の状況を把握することを目的に厚生労働省が毎年実施しているものです。平成27年度の調査からは従来の保育所に加えて幼保連携型認定こども園等の特定教育・保育施設と特定地域型保育事業の数値が含まれています。

平成13年7月6日に「待機児童ゼロ作戦」が閣議決定、平成20年には見直されて「新待機児童ゼロ作戦」、平成29年6月には「子育て安心プラン」が策定され、さらに令和2年12月には早期の待機児童の解消を目指し女性の就業率の上昇に対応するため「新子育て安心プラン」が策定されました。

下記の図表は待機児童数の推移を都道府県ごとに集計したものです。全国の待機児童数は前年比6,805人減の5,634人と、現在の待機児童の定義とした平成13(2001)年以降で最少となりました。東京都は前年比1,374人減の969人と、1,000人を下回りました。待機児童0人の県は12県となっています。

本年4月1日時点の保育所、認定子ども園等の定員は301万6,918人となり、前年比で4万9,590人増加、実際に保育所等を利用する児童の数は前年より4,712人増加して274万2,071人となりました。

◆なお同日、令和2年10月1日時点の待機児童が2万7,814人であり、前年同月と比較して1万6,008人減少したことも公表されました。保育所等の空き定員は、多くが4月の年度替わりでの卒園者・進級等によって生じるため、年度途中の利用申込者は4月に比べ入所が難しく、4月を過ぎての待機児童は増加します。また自治体ごとに保育所等入所手続き等が異なるため、10月1日の数は参考値として集計、公表されています。(総合福祉研究会)

◆図表 全国待機児童数の推移

(人)

年次	2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年
全国	26,275	25,556	24,825	22,741	21,371	23,167	23,553	26,081	19,895	16,772	12,439	5,634
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	41	13	32	14	3	46	38	119	30	0	0	1
岡山	73	65	31	68	51	393	875	1,048	698	580	403	104
広島	245	213	335	372	447	66	161	186	207	128	39	14
山口	31	12	75	33	57	71	65	100	36	40	17	15
福岡	852	1,063	1,174	1,055	315	759	948	1,297	995	1,232	1,189	625
佐賀	0	3	5	11	50	11	18	34	33	24	49	24
熊本	141	194	396	582	678	659	233	275	182	178	70	8
大分	12	24	54	95	42	536	370	505	13	25	10	0

厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ」より抜粋



所定内賃金、賞与ともに増加  
～介護労働実態調査報告が公表されました～

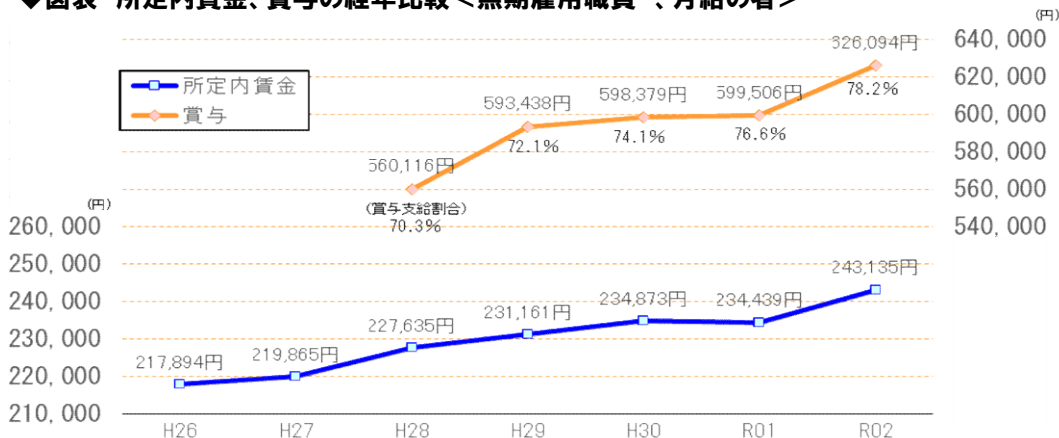
◆公益財団法人介護労働安定センターは、令和2年度に実施した「事業所における介護労働実態調査」と「介護労働者の就業実態と就業意識調査」の結果を公表しました。この調査は毎年実施されていますが、今回の調査は令和2年10月に介護保険サービス事業を実施する事業所に対する無作為抽出のアンケート調査で、回答状況は調査事業所17,544事業所のうち有効回答数9,244事業所(有効回収率52.7%)、労働者調査回答数22,154人(有効回収率42.1%)でした。

この調査によれば、無期雇用職員、月給の者の所定内賃金は24万3,135円、前年度(令和元年度支給)の賞与は62万6,094円でした(下図表参照)。昨年調査では所定内賃金は前年よりわずかに減少し、賞与が増加しましたが、今回はともに昨年調査よりも4%程度増加しています。また賞与支給割合では、調査を開始した平成28年より年々増加し、令和2年度では労働者の78.2%が賞与を支給されています。

無期雇用職員の月給を職種別でみると、看護職員が最も高く28万74円(前年27万2,123円)、次いで介護支援専門員が26万6,022円(同26万41円)。訪問介護員は22万7,037円(同21万6,583円)、介護職員は22万3,981円(同21万5,502円)でした。看護職員や介護支援専門員等と介護職では約5万円の賃金差がみられます。

また相談窓口や担当者の有無別に労働者の悩みを比較すると、全ての項目において相談窓口がない事業所の方が悩みが多く、なかでも「賃金が低い」、「精神的にきつい」では、相談窓口がある事業所よりも10ポイント以上も高い状況です。一方、相談窓口がある事業所では「悩み、不安、不満は感じていない」という回答が上回っています。(総合福祉研究会)

◆図表 所定内賃金、賞与の経年比較<無期雇用職員※、月給の者>



※ 令和2年度は就業形態を「正規職員、非正規職員」から「無期雇用職員、有期雇用職員」とした。

令和元年度までの記載額は、当時の就業形態「正規職員」を対象として掲載している。



【無期雇用職員、月給の者】

- ・所定内賃金は、243,135円(234,439円)で昨年度より8,696円の増加。
- ・賞与は626,094円(599,506円)で昨年度より26,588円の増加。
- ・無期雇用職員への賞与支給割合は、労働者の78.2%(76.6%)。調査を開始した平成28年度より年々増加している。

新型コロナ収束後の働き方

◆労働政策研究・研修機構公表の「新型コロナウイルス感染拡大の仕事や生活への影響に関する調査結果」によると、新型コロナの収束後の働き方について「新型コロナ発生前よりセーブして働きたい」と回答した方が16.4%となり、「新型コロナ発生前よりバリバリ働きたい」と回答した方(9.3%)を上回ることがわかりました。最も多い回答となったのは「新型コロナ発生前と同じ(戻したい)」で6割を超えました(64.5%)。一方、「当面は、働きたくない(いずれまた、働き始めたい)」(2.6%)、「もう働きたくない」(6.7%)と回答した方もあわせて約1割(9.3%)いました。

調査は令和3年6月に20歳以上64歳以下の民間企業で働く労働者およびフリーランスで働く方を対象にWeb調査で実施、有効回収数は民間企業の労働者が4,307人、フリーランスが574人でした。

このほか、テレワークの経験がある方を対象にテレワークの利用意向も確認しました。約4割(40.4%)がテレワークを中心として働きたいと回答する一方で、出社を中心として働きたいと回答した方は5割を超えており(56.1%)、「出社中心」を希望する方が「テレワーク中心」を上回ることがわかりました。ただし、年齢別に見ると若年層になるほどテレワーク中心を希望する者の割合が高まる傾向になりました。

(全国地域医業研究会)

